

清掃に関する 細則

第1条 目的

- 1 共同活動を通じて、親睦を深めるため。
- 2 地域の清掃を行い、清潔を保つため。

第2条 清掃区域

清掃回数と清掃場所は、役員会で発案し、定例会で決定する。

第3条 年齢制限

清掃参加者の年齢制限は中学生以上とする。

第4条 清掃参加の免除

以下の場合には 組長（役員）に届け出るにより、清掃参加を免除とする。

- 1 親族の弔事
- 2 病気や怪我で入院の場合（同居人が参加できる場合参加必要）。
- 3 要介護、要支援の必要な場合（同居人が参加できる場合参加必要）。
- 4 無条件に年1回は清掃に参加しなくてよい（慶事や旅行など計画的に利用してください）。
- 5 参加できない場合は、別に定める不参加費を収めるものとする。
- 6 1～4項の場合、清掃不参加理由書（自由書式）の提出を必要とする。
- 7 高齢者の方の場合は、できる範囲で参加していただき、後進の指導をしていただく。

第5条 清掃の中止、日程の変更

- 1 中止や日程の変更の場合、会長が決定し各組長へ連絡します。（携帯メールにより連絡する場合があります。）連絡のない場合は、予定どおり実施します。

第6条 改廃

この細則の改廃は、役員会の発議により総会での決定でもっておこなう。

附則 この細則は、平成25年4月1日から実施する。